

保健衛生

1	公 衆 衛 生	145
2	救 急 医 療 制 度	149
3	環 境 衛 生	151
4	環 境 保 全	160
5	公 害 防 止	162
6	緑 化 推 進	167
7	地 下 水 保 全 对 策	169
8	ご み 処 理	171
9	し 尿 処 理	174
10	産 院	176
11	市 民 病 院	177

1 公衆衛生

(1) 概況

近年、医学の進歩や、公衆衛生の向上によって、結核等の感染性疾患は大幅に減少し、平均寿命の伸長、青少年の体位向上など、市民の健康は著しく改善されるに至った。しかし一方では、生活様式の変化や、人口の高齢化にともない、ガンを始めとする成人病の増加とその予防が、保健衛生上の大きな課題ともなっている。

行政は、これらの問題に、常に迅速に対応しながら、さまざまな公衆衛生活動を通じて市民の心身の健康確保に努力していかねばならない。

従来から、保健所が疾病の予防を始め、健康の増進、食品衛生、環境衛生等に関する公衆衛生活動の最先端機関として、市民の生活と健康にきわめて重要な役割を果たして来たが、最近各種疾病に対する予防衛生の重要性が目される中で、地域住民の多様化、高度化しつつある対人保健サービスの需要に、更にきめ細かく対応するため、保健所に代わって、各市町村に保健センターの設置が認められた。

本市でも、熊本・西両保健所に加えて、昭和54年東部保健センター、昭和57年には北部保健センター、さらに平成元年には南部保健センターを開設した。本市の保健センターは、保健所業務の中でも、食品、環境衛生、医療監視等の行政的な事務を除いた対人保健サービス業務を保健所と同様な規模で実施している。それに市民の健康づくり推進のために、両保健所と有機的に連携しながら、健康診査、健康相談、健康教育、母子保健等の保健サービスを総合的に実施する拠点として、活発な活動を展開している。

施設

(平6.5.1現在)

名称 区分	熊本保健所	西保健所	東部保健センター	北部保健センター	南部保健センター
所在地	九品寺1丁目13番16号	新町2丁目4番27号	錦ヶ丘1番1号	清水本町16番10号	平成1丁目10番8号
敷地面積	3,246.54㎡	1,759.64㎡	1,689.7㎡	3,351.87㎡	2,994.00㎡
建物面積	延2,085.74㎡	延2,798.81㎡	延1,753.86㎡	延1,315.95㎡	延1,349.99㎡
開設年月日	昭和24年5月16日	昭和35年11月15日	昭和54年3月31日	昭和57年3月31日	平成元年9月1日
改築年月日	昭和41年10月3日	昭和61年12月13日	(昭和59年3月31日増築)	(平成元年3月10日増築)	
建設費	80,400千円	645,936千円	261,779千円	291,269千円	361,248千円
構造	鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
類型	U1	U2	-	-	-
医師	2人	2人	1人	1人	1人
保健婦	12人	11人	13人	10人	9人
管内世帯数	53,845	44,856	51,008	41,597	32,441
管内人口	129,558	127,169	152,022	116,107	101,881

(注) 管内世帯数・人口は、平成2年国勢調査に基づく

(2) 母子保健対策

母子保健法に基づき、母性及び乳幼児の健康の維持・増進を図るため、妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などを実施している。

ア 妊産婦・乳幼児保健指導状況

区分	年度					
	元	2	3	4	5	
妊娠の届出受理数	6,771人	6,640人	7,224人	7,284人	7,357人	
母子健康手帳発行数	6,912	6,747	7,287	7,345	7,387	
保健指導	妊産婦健康相談	7,341	6,212	6,515	6,440	7,451
	母親学級	1,978	2,024	2,155	2,302	2,616
	育児相談	3,943	3,584	2,210	3,790	4,597
	育児学級	1,062	1,505	1,468	2,137	1,243
	受胎調節実地指導	957	763	691	360	324
	家族計画相談	1,211	571	368	484	450
	婚前学級	155	61	242	66	58
	思春期の子をもつ母のつどい	1,243	1,583	1,566	994	856
	心身の発達に問題を持つ子のつどい	786	924	562	525	641
訪問指導	妊産婦	5,498	5,114	4,999	5,787	5,834
	新生児	5,308	4,918	5,518	5,506	5,557
	未熟児	596	641	680	618	610
	乳児	700	760	850	838	742
幼児	1,165	1,205	1,319	1,280	1,379	

イ 妊産婦・乳幼児健康診査

区分	年度						
	元	2	3	4	5		
医療機関委託分	妊婦	一般	12,023人	11,767人	12,913人	12,516人	12,572人
		精密	2,865	2,622	2,227	1,963	2,110
	乳児	B型肝炎	6,065	6,064	6,436	6,530	6,325
		B型肝炎	20	22	27	20	18
		3ヵ月児	一般	5,666	5,650	6,321	6,062
7ヵ月児	一般	5,639	5,203	6,017	5,986	6,018	
保健所・保健センター実施分	妊婦	歯科	5,814	6,822	6,421	5,902	5,734
		一般	6,519	6,311	6,732	6,501	6,647
	1歳6ヵ月児	歯科	6,510	6,289	6,979	6,492	6,638
		精密	74	78	87	102	47
	3歳児	一般	6,352	6,275	6,792	6,562	6,361
		歯科	6,324	6,256	6,107	6,525	6,340
		精密	75	49	129	187	143

ウ 母子栄養食品支給状況

区分	年度					5年度分再掲支給実人員		
	元	2	3	4	5	妊産婦	乳幼児	計
牛乳	6,086本	16,258本	31,606本	5,564本	5,968本	43人	1人	44人
粉乳	197缶	532缶	239缶	123缶	28缶	2人	4人	6人
計						45人	5人	50人

エ 医療給付状況

区分	年度					
	元	2	3	4	5	
養育医療給付事業	実人員	77	88	117	122	103
	延日数	5,320	5,681	7,150	6,776	6,607
妊娠中毒症等療養援護事業	実人員	2	3	2	2	0
	延日数	38	54	62	57	0

(3) 老人保健

昭和58年、老人保健法の施行により、医療以外の保健事業（健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・機能訓練・訪問指導）を行うこととなった。また、昭和63年度から保健事業第2次5カ年計画に基づき、基本健康診査及び肺がん・乳がん・子宮がん（体部）検診を実施している。

老人保健（医療以外の）事業の実施状況

ア 健康手帳の交付

区分	年度				
	元	2	3	4	5
医療受給資格者	4,277人	10,023人	7,588人	9,855人	5,663人
医療受給資格者以外の者	7,026	7,096	6,621	8,206	7,225

イ 健康教育

区分	年度				
	元	2	3	4	5
開催回数	578回	720回	646回	930回	901回
延人員	19,498人	21,582人	20,091人	26,585人	24,811人

ウ 健康相談

区分	年度				
	元	2	3	4	5
開催回数	1,096回	1,245回	1,473回	1,484回	1,819回
延人員	24,828人	32,240人	34,286人	34,115人	40,571人

エ 健康診査

区分	年度					
	元	2	3	4	5	
基本健康診査	26,832人	31,367人	31,281人	34,749人	34,556人	
胃がん検診	12,581	14,601	15,231	14,704	16,420	
子宮がん検診	頸部検査のみ	13,861	15,458	20,804	17,878	14,562
	頸部+体部検査	212	287	244	222	193
乳がん検診	5,167	7,604	9,976	10,496	11,210	
肺がん検診	読影のみ	14,687	19,971	22,938	28,738	30,742
	読影+喀痰	1,755	2,014	2,024	3,280	3,224
大腸がん検診	—	8,860	11,231	10,732	13,374	
肝臓がん検診	—	—	3,127	3,313	3,534	
在宅歯科検診	—	—	134	171	173	

オ 機能訓練

区分	年度				
	元	2	3	4	5
実施回数	126回	226回	221回	207回	220回
延人員	2,495人	3,427人	3,847人	3,530人	3,293人

カ 訪問指導

区分	年度					
	元	2	3	4	5	
寝たきりの者	実人員	697人	664人	730人	763人	776人
	延人員	5,164	5,016	5,222	5,009	4,967
上記以外の要指導者	実人員	1,376	2,107	1,866	1,321	1,375
	延人員	2,917	3,811	3,708	2,621	2,856

保衛

(4) 予防接種の状況

区分		年度	元	2	3	4	5
三種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風)	初回 +	追加	29,637人	26,804人	28,773人	26,782人	26,516人
	二種混合 (ジフテリア 破傷風)	小学校 卒業前	7,435	7,501	8,084	7,835	7,600
急性灰白髄炎			13,295	12,445	13,651	13,589	13,453
インフルエンザ			47,597	15,322	16,561	17,747	17,652
日本脳炎			101,358	90,829	107,697	102,402	90,246
風しん			2,141	1,942	2,046	2,201	2,026
麻しん	麻しんワクチン		6,744	2,860	3,072	2,984	5,654
	MMRワクチン		—	2,344	2,259	2,132	100

(注) MMRワクチンについては、平成5年4月27日付中止となった。

(5) 結核対策

ア 健康診断

区分	年度				
	元	2	3	4	5
結核一般住民検診	29,989人	27,581人	40,286人	37,340人	38,926人
ツベルクリン反応検査(乳幼児)	7,579	5,583	7,449	8,701	7,547
B C G 接種(乳幼児)	6,968	5,081	6,594	7,818	6,915
管理検診	678	478	438	476	490
患者家族検診	980	880	915	833	721

イ 患者管理

区分	年				
	元	2	3	4	5
結核患者登録数	1,225人	1,098人	1,045人	945人	851人
新登録患者数	166	186	190	162	158
結核診査数	1,037	967	883	797	589
結核患者訪問指導	850	793	666	716	579
命令入所患者数	40	50	51	37	56

(注) 命令入所患者数は、年度末現在の数

(6) 精神保健対策

区分 年度	精神保健相談(延件数)					訪問指導(延件数)					合計
	社会復帰	老人精神衛生	アルコール	その他	計	社会復帰	老人精神衛生	アルコール	その他	計	
3	1,847	160	91	680	2,778	339	216	49	487	1,091	3,869
4	2,055	155	128	854	3,192	428	242	89	503	1,262	4,454
5	1,813	176	131	1,490	3,610	557	299	94	704	1,654	5,264

2 救急医療制度

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

(1) 一次救急業務

〈急患センター整備の経緯〉

- 昭和52年7月 熊本保健所内に一次診療並びに電話相談所を設置（小児科）
- 昭和56年11月 熊本市医師会病院に一次救急医療業務を委託（小児科・内科）
- 昭和57年4月 休日の夜間に加え土曜日の夜間を開設
- 昭和58年4月 毎夜間開設（小児科・内科・外科）
- 平成元年4月 休日の昼間も開設
- 平成2年4月 熊本赤十字病院に東部地区休日夜間一次救急医療業務を委託

ア 熊本市医師会夜間急患センター

- 開設年月日 昭和56年11月8日
- 所在地 本荘5丁目16番10号（熊本市医師会熊本地域医療センター内）
- 診療科目 小児科・内科・外科
- 診療日 毎夜間及び休日の昼間
- 診療時間 午後6時から翌朝午前8時まで

イ 熊本市薬剤師会

毎夜間（午後6時から午前0時まで）救急調剤業務

ウ 熊本市歯科医師会

休日夜間（午後6時から午前0時まで）歯科診療業務

エ 夜間急患診療実績

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
診療実日数(日)	361	361	362	361	361
小児科(人)	11,281	11,775	13,089	15,137	14,460
内科(人)	6,633	7,290	8,229	9,684	9,483
外科(人)	2,602	2,902	2,740	3,011	3,355
救急調剤(件)	11,543	12,634	14,746	14,839	15,522
休日夜間歯科(人)	43	62	49	27	29
二次医療機関(人)	1,330	1,172	1,195	1,065	1,155
委託料(千円)	90,071	96,755	122,718	140,157	144,601

(2) 在宅輪番医制

休日昼間（午前8時から午後6時まで）の一次診療業務

一日当たり12(13)医療機関（内科4、小児科1、外科3、整形外科1、眼科1、耳鼻咽喉科1、産婦人科1、精神科1……隔週）

5年度実績 延 813医療機関、延23,103人

(3) 病院群輪番制（非公表）

休日昼間（午前8時から午後6時まで）及び毎夜間（午後6時から翌朝午前8時まで）の重症患者の診療業務

熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、熊本市市民病院、国立熊本病院の輪番制

(4) 年末年始診療業務

開設期間 12月31日（午前0時）から翌年1月4日（午前8時）まで

ア 一次診療

・熊本市医師会

熊本市医師会急患センター（熊本地域医療センター内）

診療科目 小児科・内科・外科

公表在宅医

一日当たり 内科5、外科4、産婦人科1、計10医療機関

非公表在宅医

一日当たり 耳鼻咽喉科1、眼科1、精神科1、計3医療機関

・熊本市薬剤師会

熊本市薬剤師会調剤薬局で救急調剤

・熊本市歯科医師会

一日当たり 開業歯科医2、熊本県口腔保健センター1、計3カ所

イ 二次診療（非公表）

国立熊本病院、済生会熊本病院、熊本赤十字病院、熊本市市民病院、熊本中央病院、熊本地域医療センター、熊大付属病院の当番制

ウ 年末年始診療実績

区分	年度					
	元	2	3	4	5	
診療実日数(日)	4	4	4	4	4	
急患センター	小児科(人)	844	719	757	712	619
	内科(人)	333	262	355	459	395
	外科(人)	105	160	108	145	165
公表在宅医(人)	2,248	1,773	1,625	1,764	1,614	
公表歯科在宅医(人)	360	338	607	410	273	
救急調剤(件)	1,133	939	1,032	1,092	987	
非公表在宅医(人)	369	312	374	365	330	
二次医療機関(人)	397	454	360	531	433	
委託料(千円)	16,329	16,933	18,052	18,564	18,685	

3 環 境 衛 生

(1) 保健衛生研究所

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門の試験検査を増設し、保健衛生研究所と名称を改め、総合試験研究施設として発足した。平成4年4月、機構改革により環境保全局保健衛生研究所となる。

所在地 田迎町大字田井島269番地

構造 鉄筋コンクリート2階建

敷地面積 2,237㎡

建物面積 本体1,443.82㎡ ポンベ室31.49㎡ 計1,475.31㎡

竣工 昭和55年10月11日

建設費 322,426千円

機構 環境保全局保健衛生研究所

人員 19人

業務内容 公害対策基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌微生物学的検査および調査研究を実施している

業務実績

環境科学業務

検査項目	年度	3		4		5		備 考	
		検体数	成分数	検体数	成分数	検体数	成分数		
大気汚染	降下ばいじん	44	308	60	264	51	225		
	大気汚染物質	670	670	760	760	746	746	硫酸酸化物、窒素酸化物	
	大気中重金属	36	252	36	252	35	280	大気中の鉄・マンガン等	
	その他	74	536	216	2,022	234	2,237	酸性雨調査等	
	小計	824	1,766	1,072	3,298	1,066	3,488		
水質汚濁	河川水	一般項目	358	2,448	366	2,477	453	2,963	水素イオン濃度(PH)、生物学的酸素要求量(BOD)等
		健康項目	71	314	73	343	73	395	有機リン、シアン、鉛、有機塩素系化合物等
	工場・事業所排水	282	1,340	242	1,044	123	609	PH、BOD、有機塩素系化合物等	
	その他	102	314	126	378	150	398	海水等	
	小計	813	4,416	807	4,242	799	4,365		
悪臭		8	20	7	35	6	30	アンモニア、硫化物	
産業廃棄物試験		57	441	79	641	72	648	塵芥埋立地関係の検査等	
クロスチェック		2	13	1	5	2	5	環境庁関係	
その他		143	722	156	954	149	743	江津湖総合調査、へい死魚関係、アスベスト等	
合計		1,847	7,378	2,122	9,175	2,094	9,279		

衛生化学関係業務

検査項目		年度		3		4		5	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	食品試験	440	1,124	453	1,082	433	1,265		
	飲料水、浴場水等の水質試験	610	2,930	609	2,993	937	7,610		
	容器包装、おもちゃ等の試験	14	49	7	31	0	0		
	家庭用品	15	15	15	15	14	14		
	小計	1,079	4,118	1,084	4,121	1,384	8,889		
一般依頼	飲料水等の水質試験	3,309	22,033	3,158	20,970	3,264	30,720		
合計		4,388	26,151	4,242	25,091	4,648	39,609		

細菌・微生物関係業務

検体区分		年度		3		4		5	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
食品		1,422	3,724	1,401	4,290	1,481	4,984		
環境(河川・プール)		859	1,321	969	1,556	1,124	2,045		
食中毒(便・吐物など)		965	10,293	63	632	527	4,720		
小計		3,246	15,338	2,433	6,478	3,132	11,749		
依試験 頼	飲料水等	3,271	6,542	3,236	6,470	3,290	6,580		
	食品等	123	309	17	37	28	53		
小計		3,394	6,851	3,253	6,507	3,318	6,633		
合計		6,640	22,189	5,686	12,985	6,450	18,382		

地下水関係業務

検査項目		年度		3		4		5	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	有機塩素系化合物汚染関係	393	3,600	260	1,499	259	1,063		
	ひ素汚染関係	52	676	-	-	378	378		
	ガソリン汚染関係	339	4,737	473	5,980	97	1,722		
	その他	34	476	56	778	3	39		
	小計	818	9,489	789	8,257	737	3,202		
一般依頼	有機塩素系化合物汚染関係	16	16	12	12	12	12		
合計		834	9,505	801	8,269	749	3,214		

(2) 食品衛生関係

ア 営業施設の監視指導状況

(平成5年度)

業 態	業 種	法定 監視 回数	施 設 数			法 定 監 視 数			監 視 回 数 (延)			監 視 率 (%)		
			熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計
許 可 業 態	飲 食 店 営 業	12	5,128	1,510	6,638	61,536	18,120	79,656	6,985	2,097	9,082	11.4	11.6	11.4
	菓子(パンを含む)製 造	12	302	161	463	3,624	1,932	5,556	1,161	218	1,379	32.0	11.3	24.8
	乳 処 理 業	12	3	0	3	36	0	36	41	0	41	113.9	0	113.9
	特別牛乳さく取処理業	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳 製 品 製 造 業	12	5	4	9	60	48	108	42	17	59	70.0	35.4	54.6
	集 乳 業	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	魚 介 類 販 売 業	12	375	382	757	4,500	4,584	9,084	792	3,245	4,037	17.6	70.8	44.4
	魚介類せり売り営業	12	1	2	3	12	24	36	1	89	90	8.3	370.8	250.0
	肉肉わり製品製造業	12	22	23	45	264	276	540	48	86	134	18.2	31.2	24.8
	食品の冷凍または冷蔵業	12	13	10	23	156	120	276	23	6	29	14.7	5.0	10.5
	かん詰またはびん詰食品製造業(上記および下記以外)	12	8	9	17	96	108	204	9	18	27	9.4	16.7	13.2
	喫 茶 店 営 業	6	510	261	771	3,060	1,566	4,626	314	293	607	10.3	18.7	13.1
	あ ん 類 製 造 業	6	4	2	6	24	12	36	9	1	10	37.5	8.3	27.8
	アイスクリーム類製造業	6	16	6	22	96	36	132	84	18	102	87.5	50.0	77.3
	乳 類 販 売 業	6	758	479	1,237	4,548	2,874	7,422	794	616	1,410	17.5	21.4	19.0
	食 肉 処 理 業	6	46	6	52	276	36	312	31	36	67	11.2	100.0	21.5
	食 肉 販 売 業	6	470	301	771	2,820	1,806	4,626	568	488	1,056	20.1	27.0	22.8
	食肉製品製造業	6	7	2	9	42	12	54	73	18	91	173.8	150.0	168.5
	乳酸菌飲料製造業	6	2	2	4	12	12	24	26	14	40	216.7	116.7	166.7
	食用油脂製造業	6	1	3	4	6	18	24	2	2	4	33.3	11.1	16.7
	マーガリンまたはショートニング製造業	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	み そ 製 造 業	6	10	10	20	60	60	120	20	18	38	33.3	30.0	31.7
	醬 油 製 造 業	6	9	12	21	54	72	126	21	26	47	38.9	36.1	37.3
	ソ ー ス 類 製 造 業	6	4	3	7	24	18	42	2	6	8	8.3	33.3	19.0
	酒 類 製 造 業	6	2	2	4	12	12	24	2	1	3	16.7	8.3	12.5
	豆 腐 製 造 業	6	36	24	60	216	144	360	63	49	112	29.2	34.0	31.1
	納 豆 製 造 業	6	1	2	3	6	12	18	2	2	4	33.3	16.7	22.2
	め ん 類 製 造 業	6	25	11	36	150	66	216	33	17	50	22.0	25.8	23.1
	そうざい製造業	6	55	69	124	330	414	744	56	175	231	17.0	42.3	31.0
	添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものに限定)製造業	6	7	4	11	42	24	66	4	1	5	9.5	4.2	7.6
	清涼飲料水製造業	4	10	7	17	40	28	68	29	14	43	72.5	50.0	63.2
	氷 雪 製 造 業	2	0	4	4	0	8	8	0	0	0	0	0	0
氷 雪 販 売 業	2	5	9	14	10	18	28	4	2	6	40.0	11.1	21.4	
計			7,835	3,320	11,155	82,112	32,460	114,572	11,239	7,573	18,812	13.7	23.3	16.4
届 出 業 態	給 食 施 設	12	319	169	488	3,828	2,028	5,856	51	62	113	1.3	3.1	1.9
	許可を要しない食品製造・販売	2	2,104	2,295	4,399	4,208	4,590	8,798	4,078	5,202	9,280	96.9	113.3	105.5
	許可を要しない器具、容器、おもちゃ製造・販売	1	8	24	32	8	24	32	0	0	0	0	0	0
	計		2,431	2,488	4,919	8,044	6,642	14,686	4,129	5,264	9,393	51.3	79.3	64.0
合 計		10,266	5,808	16,074	90,156	39,102	129,258	15,368	12,837	28,205	17.0	32.8	21.8	

保
衛

イ 熊本市市場食品衛生監視所

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品の科学的、効率的な監視を目的として発足。場内250施設の食品営業関係施設の指導並びに魚介類等の水銀検査、腸炎ビブリオ菌検査等各種の試験検査を実施している。

所在地 田崎町380番地 市場会館5階

配置人員 西保健所衛生課職員2名（非常勤）

年度 区分	元		2		3		4		5	
	検体数	延目 項数	検体数	延目 項数	検体数	延目 項数	検体数	延目 項数	検体数	延目 項数
化学検査	101	101	157	157	137	137	115	115	136	136
細菌検査	197	311	79	79	30	30	58	58	86	86
計	298	412	236	236	167	167	173	173	222	222

(3) 環境衛生関係営業施設等の監視指導状況

(平成5年度)

業種	区分	内 容	熊本保健所	西保健所	計
営業	理 容 所	施 設 数	520	268	788
		監視回数(延)	125	72	197
		監視率(%)	24.0	26.9	25.0
	美 容 所	施 設 数	864	355	1,219
		監視回数(延)	199	275	474
		監視率(%)	23.0	77.5	38.9
	ク リ ー ニ ン グ 所	施 設 数	597	316	913
		監視回数(延)	153	122	275
		監視率(%)	25.6	38.6	30.1
興 行 場	施 設 数	26	3	29	
	監視回数(延)	38	1	39	
	監視率(%)	146.2	33.3	134.5	
法	旅 館	施 設 数	175	135	310
		監視回数(延)	86	138	224
		監視率(%)	49.1	102.2	72.3
	公 衆 浴 場	施 設 数	117	52	169
		監視回数(延)	182	63	245
		監視率(%)	155.6	121.2	145.0
	計	施 設 数	2,299	1,129	3,428
		監視回数(延)	783	671	1,454
	その他 一般環境衛生	温 泉	施 設 数	6	23
監視回数(延)			9	25	34
化 製 場 等		施 設 数	19	5	24
		監視回数(延)	18	6	24
墓 地 ・ 納 骨 堂		施 設 数	654	840	1,494
		監視回数(延)	5	1	6
ビ ル 管 理 法 に よ る 特 定 建 築 物		施 設 数	112	52	164
		監視回数(延)	7	18	25
ビ ル 管 理 法 に よ る 登 録 営 業 所		施 設 数	64	30	94
		監視回数(延)	21	11	32
遊 泳 場		施 設 数	17	11	28
		監視回数(延)	62	96	158

(4) 熊本市ホテル等建築審査会

昭和50年に「熊本市モーテル類似旅館建築審査会条例」が制定され審査会を設置し行政指導によって建築の規制を行ってきたが、行政指導の限界の指摘と立法化が求められ、平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。本条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造の建築を立地規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する
 委員構成 10人以内
 ○市議会議員 ○学識経験者 ○関係行政機関の職員 ○市職員
 任期 2年
 報酬 日額 10,000円
 審議の状況

年度 区分	元	2	3	4	5
開催回数	2	3	3	2	2
諮問件数	2	1	1	1	2

(注) 63年度まではモーテル類似旅館建築審査会分

(5) 環境衛生事業所

ア 施設

所在地 平成1丁目16番18号
 機構 保健衛生局衛生部衛生課所属
 敷地面積 1,620㎡
 建物面積 786.62㎡
 建設年月 昭和60年3月(竣工)
 総工費 97,435千円
 人員 18人
 業務内容 ねずみ・こん虫等の駆除
 衛生害虫等の相談・指導
 伝染病患者の家屋等の消毒
 あき地等の雑草除去の指導

イ ねずみ・こん虫等駆除状況 (平成5年度)

駆除箇所	こ ん 虫 等					ねずみ 駆除薬量
	下水溝	貯水槽水溜	墓地	塵芥集積所	草原	
15,801カ所	1,317,400㎡	2,280㎡	100,820㎡	400㎡	203,220㎡	6,120g

ウ 除草指導

苦情処理状況 (平成5年度)

指導した雑草地	草刈り実績
158カ所	94,652㎡
	153カ所
	91,907㎡

パトロールによる指導 (平成5年度)

指導した雑草地	草刈り実績
273カ所	161,723㎡
	263カ所
	155,739㎡

エ 草刈り機具貸出状況 (平成5年度)

貸付箇所	貸付台数	除草面積
498カ所	517台	411,520㎡

(6) 市営墓地及び霊堂

ア 墓地貸付状況

墓地名	総面積 (㎡)	平成4年度までの貸付状況		平成5年度の貸付状況		貸付状況 (累計)	
		件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)
花園墓地	28,057	1,909	12,708.17	6	28.9	1,910	12,709.17
小峰墓地	28,617	1,911	11,692.23	8	33.6	1,914	11,694.00
立田山墓地	37,929	1,534	10,443.72	3	11.2	1,532	10,430.32
城山墓園	54,747	942	6,357.55	3	15.0	942	6,352.55
清水墓園	20,897	1,519	8,671.16	10	41.0	1,524	8,690.16
桃尾墓園	136,690	5,338	26,795.30	21	102.0	5,346	26,832.30
浦山墓園	26,407	1,252	8,011.36	3	13.2	1,252	8,008.06
計	333,344	14,405	84,679.49	54	244.9	14,420	84,716.56

(注) 平成4年度までの貸付状況と平成5年度分の貸付状況の合計が累計と一致しないのは廃止分があるためである。

イ 桃尾霊堂

所在地 戸島町 桃尾墓園内

敷地面積 2,000㎡

建設概要 本体 鉄筋コンクリート平家建 500㎡
 納骨堂 家族納骨壇 400壇、短期納骨壇 400壇
 管理棟 鉄筋コンクリート平家建 29.81㎡
 (事務所、休憩所、便所)

舍利塔 18.5㎡

竣工 本体工事 昭和56年3月

建設費 昭和55年度 152,380千円 (設計委託料含む)

昭和57年度 6,250千円 (管理棟、舍利塔)

ウ 使用料

(平成.11.1施行)

種別	使用料
芝生墓地	1区画 300,000円
一般墓地	1平方メートルにつき 60,000円

(昭56.5.1施行)

桃尾霊堂	期間	使用料
家族納骨壇	10年	200,000円
短期納骨壇	1	5,000

保衛

(7) 斎 場

ア 施 設

名 称 熊本市斎場
 所 在 地 戸島町796番地
 敷地面積 11,000㎡
 建物面積 斎場 増改築後の面積1,540㎡ 管理人住宅99.46㎡
 建設年月 昭和47年12月、増改築年月 昭和62年12月
 構 造 斎場 鉄筋コンクリート平家建 管理人住宅 木造平家建（2棟）
 建設費 128,000千円（造園、管理人住宅2棟含む）
 増改築費 131,190千円
 炉 数 重油一般炉14基、再燃炉2基、汚物炉1基
 型 式 ロストル式14基

イ 利用状況

区分		年 度				
		元	2	3	4	5
大 人	市 内	3,254 ^件	3,199 ^件	3,491 ^件	3,731 ^件	3,616 ^件
	市 外	760	668	515	544	536
小 人	市 内	53	34	45	43	35
	市 外	16	11	9	7	4
死 産 児	市 内	267	318	294	300	289
	市 外	149	146	130	113	140
そ の 他	市 内	567	307	521	299	466
	市 外	42	53	57	42	56
合 計	市 内	4,141	3,858	4,351	4,373	4,406
	市 外	967	878	711	706	736

ウ 火葬場使用料

(昭59.4.1施行)

区 分	種 別	市 内	市 外	備 考
火葬場の使用	大 人	3,000 ^円	18,000 ^円	○ 汚物は1個 8,000㎢以内のもの ○ 式場の使用料は1回 3時間以内
	小 人	2,000	15,000	
	死 産 児	1,000	11,000	
	改葬による人骨	850	8,000	
	産 汚 物 類	500	4,000	
式場の使用		3,000	18,000	

(8) 飼い犬及び野犬対策

狂犬病予防法及び動物の保護管理に関する法律にもとづき、狂犬病の発生とそのまん延を防止し、これを撲滅し公衆衛生の向上、福祉の増進を目的として、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱い、その他動物の保護、生命尊重、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止するものである。

ア 施設

名 称 動物管理センター
 所在地 小山町451番地
 敷地面積 10,630.86㎡
 建物面積 707.43㎡
 管理事務所 246㎡
 収容施設 315.43㎡
 車 庫 78㎡
 管理人住宅 41㎡
 収 納 庫 27㎡
 建設費 20,925千円
 改 築 費 150,396千円
 建設年月日 昭和45年5月21日
 改築年月日 昭和58年3月31日及び昭和61年10月31日
 焼 却 炉 2基 5.25㎡×2

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登 録	注 射	捕 獲	薬 器	事務所 引 取	焼 却 依 頼	計	返 還 譲 渡	実 験 用 払 出 し	処 分	避 妊	去 勢	咬 傷
元	11,841	11,648	1,302	83	1,141	1,663	4,189	239	326	3,624	0	0	47
2	14,112	13,942	1,271	103	877	1,673	3,924	187	311	3,426	0	0	42
3	14,983	14,788	1,409	88	1,005	1,876	4,378	193	281	3,904	0	0	52
4	15,927	15,717	1,264	125	847	1,786	4,022	185	253	3,584	0	0	41
5	16,362	16,212	1,436	104	778	1,705	4,023	251	273	3,499	0	0	54

4 環 境 保 全

(1) 概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染といった身近な生活環境の問題からオゾン層の破壊、地球温暖化現象、酸性雨、砂漠化、熱帯雨林の減少等地球規模の環境問題に至るまで複雑多様化してきている。

それは、人々の日々の営みが環境に対して過度の負担をかけていることに原因があるので、市民一人ひとりが環境問題を自分自身のこととして考え、環境に配慮した行動をとることが不可欠である。本市においても、これまでの施策は公害対策、緑化推進など個別に行われてきたが、このような環境問題の多様化に伴い、新たな視点にたった総合的かつ計画的環境行政の推進が必要となってきた。そこで、環境基本条例に基づき、平成4年度末に策定した環境総合計画により、さらに積極的できめ細かな施策を展開することになっている。

(2) 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会の全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水保全、都市景観などの実践条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

(3) 環境審議会（昭和64年1月7日発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 16人

開催回数 平成5年度1回（諮問件数1件）

(4) 環境総合計画基本構想の策定

環境にやさしい魅力ある都市づくりを推進するための基本的な考え方と方向性について平成2年度に策定した。

都市づくりの目標として、次の5つの施策の大綱を設定した。

- ・安全で快適に過ごせる生活環境
- ・生態系が息づく自然環境
- ・個性豊かな魅力ある歴史的文化的環境
- ・環境にやさしい社会システム
- ・環境への思いやりあふれる生活様式

(5) 環境総合計画の策定

環境総合計画基本構想を受けて、本市の良好な環境の維持形成を図るための基本的かつ総合的な計画を平成4年度末に策定した。本計画は、都市を環境面から幅広く総合的に捉え、望ましい環境づくりの指針となるものである。

本計画に基づき、良好な環境の維持形成に向け、具体的な施策や事業に取り組んでいく。

ア 市民環境保全行動指針

市民が日常生活において環境に配慮すべき事項を指針として示し、市民の理解の下に周知徹底を図る。

イ 環境事前配慮指針

施策、事業を行うにあたっての環境への事前に配慮すべき事項を指針として示し、これに基づき適切な指導を行っていく。

ウ 環境情報処理システムの整備

環境に関する多方面にわたる情報を体系的に収集管理し、地図情報等として提供できるシステムを整備する。

(6) 環境啓発活動

広く市民を対象として、環境保全に対する意識の啓発を図り、さらには実践行動を促すことを目的とする。

ア 環境モニター制度（モニター数 56人 任期2年）

イ グリーンクリーンキャンペーン

- ・さわやかグリーン大作戦（昭和58年から開始）

ウ くまもと環境フェアの開催

エ 自然愛護事業

市民一人ひとりが自然にふれ親しみながら生態系の仕組みを理解し、自然のすばらしさを認識することにより、自然を愛する心を育てることを目的とする。

- ・自然観察会
- ・水辺教室
- ・探鳥会
- ・野鳥パネル展
- ・野鳥生息調査
- ・有害鳥獣駆除

(7) 資源のリサイクル推進

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ押さえるような循環型社会を形成することが必要である。

このため、資源の流れを構成している生産、流通、消費及び回収の各分野に対して役割、協力分担を方向づけ、必要な情報の提供などを行っていく。

ア 再生資源集団回収助成事業

自治会、子供会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量に応じて1kgあたり3円の助成を行っている。

（平成5年度実績）

登録団体数 597団体

助成総額 24,713,000円

イ リサイクルインフォメーションくまもと

資源の有効利用の促進を目的として、平成3年7月から電話による不用品情報登録、紹介制度を設けている。

（平成5年度実績）

引き取り希望延べ登録数 297件

提供希望延べ登録数 121件

取引成立数 55件

(8) 環境紛争の処理

ア 環境紛争調整委員会・建築紛争専門部会

① 環境紛争調整委員会（昭和63年10月24日発足）

目的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる。

委員 6人（任期2年）

開催回数 平成4年度1回

② 建築紛争専門部会（平成2年8月1日発足）

目的 良好な環境の確保に関する紛争の中で特に中高層建築物の建築に係わる紛争を対象として、あっせん又は調停にあたる。

委員 6人（任期2年）

開催回数 平成4年度2回

イ 建築紛争の取り組みの概要

中高層建築物に関する紛争処理は、建築指導課による行政指導、次に中高層建築物連絡会議（庁内関係15課）による行政指導、さらに建築紛争専門部会によるあっせん又は調停により処理にあたる。

5 公 害 防 止

公害対策において、工場・事業場の規制はもちろん近年、都市化の進展に起因する河川や地下水汚染、自動車排ガス等の増加による大気汚染、生活騒音による近隣被害等、身近な都市生活型公害の増加が課題となっている。

これらの問題解決には環境保全の重要性を正しく認識し、市民一人ひとりの協力を得ながら、積極的な解決への取り組みを進める必要がある。

(1) 大 気 汚 染

環境基準達成状況

測定項目	二酸化硫黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			光化学オキシダント			一酸化炭素																																																										
	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。									1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。									1時間値が0.06ppm以下であること。									1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。																																											
環境基準	短期的評価			長期的評価			短期的評価			長期的評価			短期的評価			短期的評価			長期的評価																																																				
	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。									1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと。									年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること。									1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。									1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと。									1時間値が0.06ppm以下であること。									1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。									1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと。							
年 度	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5	3	4	5																																									
一般環境大気測定局	市役所局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																								
	東部保健センター局	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																								
	古町小局	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																								
	天明局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																								
自動車排出測定局	水道町局	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	×	×	-	×	×	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																								
	神水本町局	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	○	○																																								

(注) ○は環境基準達成、×は環境基準未達成。

ばい煙発生施設届出件数

(平成5年度)

届出の区分 法・条例	設 置	変 更	廃 止	工 場・ 事業場数	ばい煙・ 粉じん発 生施設数
大 気 汚 染 防 止 法	28	35	28	283	448
熊本県公害防止条例	15	21	11	315	408
合 計	43	56	39	598	856

保衛

(2) 水 質

(平成5年度)

調 査 項 目		PH (水素イオン 濃 度)	DO (溶存酸素) mg/l	BOD (生物化学的) 酸素要求量 mg/l	SS (浮遊物質) mg/l	採水回数
水域名	地 点 名	平 均 値	平 均 値	75 % 値	平 均 値	
白 川	吉 原 橋	7.7	8.8	2.8	9	12
加勢川	藻器堀川	7.6	6.4	5.7	2	12
	加 勢 川	7.2	7.9	1.3	2	12
	健 軍 川	7.2	7.8	2.2	6	12
	江津斉藤橋	7.2	7.3	1.2	7	12
	秋 津 橋	7.5	8.6	2.1	10	12
	西無田橋	7.4	8.5	1.2	13	12
坪井川	大鳥居前	7.6	8.8	2.3	4	12
	坪井川合流前	7.9	8.9	3.6	8	36
	堀川合流前	7.8	8.2	7.7	25	36
	打 越 橋	7.5	7.1	4.7	11	12
	行 幸 橋	7.4	6.8	5.1	16	12
	城山上代橋	7.5	6.7	4.5	12	36
	千金甲橋	7.5	6.1	3.8	17	12
井芹川	庄屋口橋	7.6	8.1	3.0	5	12
	釜 尾 橋	7.5	7.9	3.6	8	12
	山 王 橋	7.7	8.8	3.7	5	36
	段 山 橋	7.5	7.5	6.4	9	12
	尾 崎 橋	7.6	8.0	6.2	11	36
天明新川	下 沖 橋	7.4	5.5	3.4	14	12
	六 双 橋	7.4	5.6	4.1	16	36
	裏 橋	7.4	5.0	3.7	14	12
農 業 用水路	一の井手	7.7	8.1	5.0 (平均値)	26	6
	二の井手	7.8	8.1	1.8 (平均値)	14	6
	三の井手	7.8	8.2	1.6 (平均値)	14	6

(注) 75%値とは、日間平均値を小さい順にならべ、例えばデータ数が12個あったときは9番目の値を示す。
環境基準を評価する値として用いる。

水質汚濁防止法および熊本県地下水質保全条例に基づく届出件数

(平成5年度)

法・条例	届出の区分					左記の内 排水 規制対象 事業場数
	設 置	変 更	廃 止	事業場数		
水 質 汚 濁 防 止 法	20	59	52	622	105	
熊本県地下水質保全条例	3	10	14	142	79	

(3) 騒 音

特定施設届出件数

(平成5年度)

届出の区分 法・条例	設 置	変 更	廃 止	工 場・ 事業場数	特 定 施設数
騒音規制法	10	50	5	821	3,496
熊本県公害防止条例	54	105	23	2,344	12,214
合 計	64	155	28	3,165	15,710

特定建設作業実施届出件数

特定建設作業の種類		年 度				
		元	2	3	4	5
騒音 に基づく 届出に 基づく 届出に	杭打機・杭抜機を使用する作業	52	60	26	40	50
	びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
	さく岩機を使用する作業	53	141	107	92	96
	空気圧縮機を使用する作業	13	17	3	2	0
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0	0	0	0	0
振動 に基づく 届出に 基づく 届出に	杭打機・杭抜機を使用する作業	84	113	51	55	64
	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
	舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0
	ブレーカーを使用する作業	56	67	66	68	58
県 条例に 基づく 届出	コンクリートカッターを使用する作業	4	15	6	1	5
	掘削機械を使用する作業	362	355	273	294	259
	鋼球を使用する作業	0	0	0	0	0
合 計		624	768	532	552	523

保衛

(4) 振 動

特定施設届出件数

(平成5年度)

届出の区分 法	設 置	変 更	廃 止	工 場・ 事業場数	特 定 施設数
振動規制法	4	24	2	266	1,137

(5) 苦情処理件数

種 別 \ 年 度	元	2	3	4	5
大 気 汚 染	33	35	41	37	16
水 質 汚 濁	34	29	34	34	24
騒 音	88	95	82	63	49
振 動	11	7	13	5	2
悪 臭	26	43	47	41	15
そ の 他	11	11	8	13	9
計	203	220	225	193	115

(6) 公害防止事前指導

公害防止事前指導は、工場等の建築確認が申請された段階で、将来予知される公害問題を検討し、構造・設備面において事前に公害防止対策が講ぜられることを目的として、昭和47年12月より指導を始めた。

年 度	元	2	3	4	5
指導件数	1,055	1,060	942	916	689

(7) 公害対策審議会

目 的 公害対策に関する基本的事項、その他市長が必要と認める事項について市長の諮問に応じ、調査審議する。また、公害対策に関し、意見を述べる。

委員構成 15人以内

- 学識経験を有する者
- 市議会議員
- 関係行政機関の職員

任 期 2年

報 酬 日額 10,000円

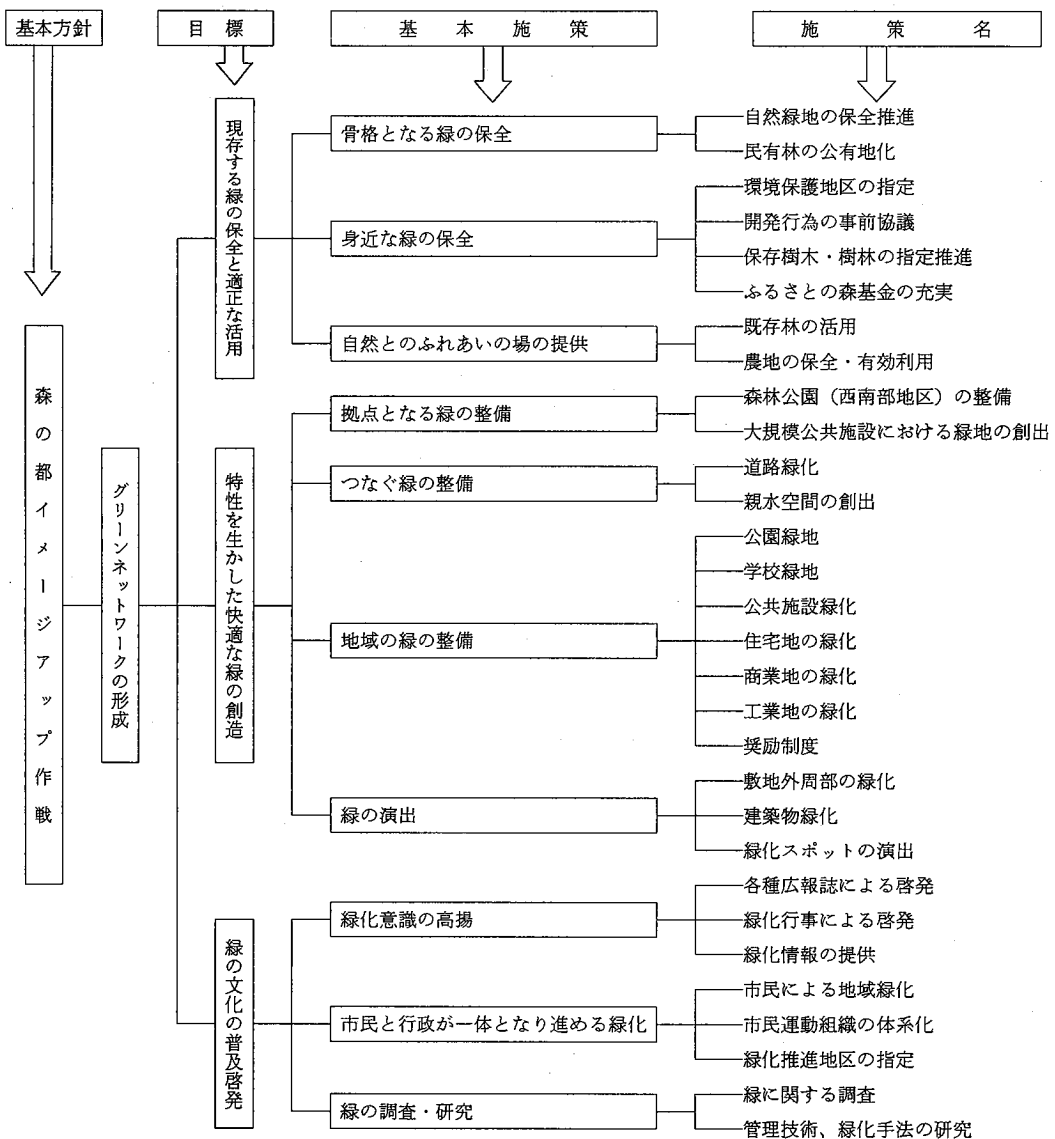
6 緑化推進（森の都作戦）

（1）概 況

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和47年10月2日）以来、着々とその成果をあげている。

すでに20年目を迎えたこの作戦は、市民の関心と理解を得て急速に進展しつつあるが、平成元年6月1日制定した「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」、平成5年3月に制定した「熊本市緑化推進基本計画」に基づき、21世紀における緑につつまれた潤いのある郷土の姿を描きながら精力的に緑化を進め、緑と水に輝く森の都の再現をめざしている。

（2）森の都イメージアップ作戦施策体系



保衛

(3) 事業実施状況

(平成5年度)

事業名	事業概要	金額	
公共樹木保全	保存樹木の指定及び管理、公共樹木の育成管理	千円 98,872	
立田山保全	立田山生活環境保全林の買入れ、立田山憩の森の下草刈り (施肥、除草等管理)	220,267	
金峰山管理	「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担	1,950	
自然環境保全	自然保護審議会の開催、環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の積立て、ホテルの街づくりの推進、坪井川錦鯉放流	127,683	
公共地緑化	学校緑化	新設校・未整備校の植栽等	49,759
	街路緑化	街路樹植栽及び管理	11,333
	市施設緑化	新築施設、未整備施設の植栽等	61,983
	花いっぱい作戦	地域・学校・市施設等に花苗の配布(ポーチュラカ・パンジー)、花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理	93,732
	圃場苗木管理	蓮台寺圃場ほか3カ所の苗木育成・管理	3,253
家庭緑化	生垣設置奨励補助、記念樹配布、ツタ苗配布、緑化協定区域内の樹木配布	3,306	
工場緑化	工場・事業所等への樹木配布	1,234	
森林公園調査	他都市の森林公園等調査	991	
「みどりの日」記念植樹	「みどりの日」を記念して植樹祭を実施(会場 天明中学校)	13,326	
緑化啓発	市民運動による地域環境緑化活動の促進、学校環境緑化コンクールの実施、街路樹愛護会の育成、立田山緑に親しむつどいの実施、森の都推進会議の開催、緑の羽根募金運動の促進、生垣コンクールの実施ほか	11,596	
ふれあいの森林管理	「ふれあいの森林」の施設管理	6,100	
計		705,385	

7 地下水保全対策

(1) 地下水保全の取り組み状況

ア 概要

本市は、昔から清冽な地下水に恵まれ今日も上水道をはじめ、工業用水、都市活動用水、農業用水等種々の用途に地下水を利用している。

しかし、都市化の進展や生活様式の多様化等に伴い、地下水を取り巻く環境は年々厳しくなっている。

そこで、この貴重な地下水を後世まで守り伝えていくために、市議会で「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）され、その後「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年9月）、また同条例を一部改正（平成3年3月）し、さらに地下水保全対策事業推進本部の設置（平成2年1月）など積極的に地下水保全に取り組み、良質な地下水の安定的確保を目指している。

イ 地下水保全対策

節水型社会の形成

○意識の啓発

広報冊子、啓発用ビデオ、市政だより、市政広報番組の活用はもとより、「水の週間」等の行事を通じて広く市民に意識の啓発を行うとともに、市民団体との連携のもと、水環境保全の推進を図っている。

○水利用の節水・合理化の推進

昭和63年度に家庭用水、都市活動用水の利用実態調査を行い、その結果をもとに節水・合理化指導に努めている。また、昭和63年度から28事業所を対象に第一次工業用水合理化指導を行い、その結果、合理化計画の99.1%（節水合理化達成水量約7,300m³/日）を達成している。

また、平成5年度から30事業所を対象に第二次工業用水合理化指導を実施中である。

質の保全

○地下水汚染対策

昭和57年度環境庁が全国的に有機塩素化合物による地下水質調査を行い、昭和58年度から市独自で地下水汚染実態調査や追跡調査を実施。現在も地下水汚染状況の把握を行っている。

この浄化のために、春竹地区で平成元年度より地下水汚染物質除去実験、高平台地区においては平成4年度から「ガス吸引処理方式」と「揚水処理方式」の併用による本格浄化を実施しているが、平成5年度は、周辺の汚染井戸において、「活性炭吸着方式」を加えて浄化対策に取り組んでいる。

また、東野地区では平成3年度よりガソリン汚染浄化対策を実施するなど積極的に取り組んでいる。

さらに、工場・事業場の監視・指導を徹底し、地下水汚染の未然防止に努めている。

○地下水質監視体制の確立

地下水汚染の早期発見や地下水質の長期的変化を把握するため、平成元年度から地下水質を長期的に測定し、監視体制の確立を目指している。また、平成5年度から水濁法の改正に伴い監視体制の強化を図りながら対応に努めている。

量の保全

○地下水かん養の推進

水源かん養林の造成、人工かん養池による河川水の浸透モデル実験、市街地における透水性舗装等の設置やビニールハウス雨水浸透施設設置補助等により地下水かん養量の増加に努めている。

○地下水利用状況の把握

地下水保全条例に基づき地下水の年間採取量を地区別・用途別について調査し、地下水の利用状況を把握している。

○地下水位監視体制の確立

地下水の状況や変化を把握するため観測井を設置して、地下水位を継続的に観測し、監視体制の確立を目指している。

財団法人熊本地下水基金

本市を含む16市町村における広域的な地下水保全対策を推進するため、平成3年3月26日に熊本地下水基金を設立し、水源かん養林の造成・整備に関する助成・確保や地下水かん養に関する助成等に取り組んでいる。今後、関係市町村との連携のもと、当財団の有効活用を図り、その事業推進に努める。

(2) 地下水保全条例に基づく地下水採取状況（推計値）

用途		年度				
		63	元	2	3	4
上水道用	井戸本数(本)	70	70	97	97	95
	一日平均採取量(㎥)	225,243	227,454	241,312	243,802	243,064
	年間採取量(㎥)	82,213,667	83,020,738	88,078,856	89,231,580	88,718,440
農業・水産養殖用	井戸本数(本)	1,364	1,337	1,636	1,631	1,564
	一日平均採取量(㎥)	44,961	45,028	71,533	67,814	71,402
	年間採取量(㎥)	16,410,847	16,435,364	26,109,630	24,819,963	26,061,762
工業・建築物・家庭用等	井戸本数(本)	1,311	1,243	1,290	1,269	1,202
	一日平均採取量(㎥)	83,180	77,966	78,302	79,807	73,455
	年間採取量(㎥)	30,360,802	28,457,647	28,580,082	29,209,360	26,810,994
合計	井戸本数(本)	2,745	2,650	3,023	2,997	2,861
	一日平均採取量(㎥)	353,384	350,448	391,147	391,442	387,921
	年間採取量(㎥)	128,985,316	127,913,749	142,768,568	143,260,903	141,591,196

(注) 平成2年度以降は合併後の数値

8 ごみ処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき毎年処理計画を定め、全市域を対象に処理をおこなっている。また、ごみ処理が「ごみ減量、リサイクル」へと転換が求められるなか、透明ごみ袋制度の導入・生ごみ堆肥化容器購入助成事業・減量美化指導員（モデル地域）制度の導入等に取り組んでいる。さらに、新たな収集方式としての真空式ごみ収集システムの拡大・ごみ焼却余熱を発電エネルギーとする環境工場の建設などハード面の整備も行っている。

(1) 収集及び処理量

ア 収集量

(単位 t)

区分		年度				
		元	2	3	4	5
直営	北部 クリーンセンター	35,961	35,221	37,055	36,970	35,119
	西部 クリーンセンター	47,276	46,304	46,560	45,965	44,648
	東部 クリーンセンター	42,171	42,389	42,876	43,657	41,887
	蓮台寺 クリーンセンター	10,968	11,100	14,649	12,823	13,779
	下硯川清掃詰所	—	—	2,702	2,763	2,925
委託収集		11,857	12,606	21,244	20,494	23,112
許可業者		75,356	75,684	77,461	80,070	81,101
自己搬入		40,285	45,556	59,913	47,909	48,564
計		263,874	268,860	302,460	290,651	291,135
1日平均排出量		723	737	826	796	798
1人1日当たり排出量(g)		1,261	1,270	1,313	1,255	1,265

(注) 平成2年度以前のデータは、旧飽託4町を除く。

イ 処理量

(単位 t)

区分		年度		2		3		4		5	
		元	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均
焼却	西部環境工場	141,034 (6,196)	403	141,119 (5,440)	402	145,335	397	152,166	417	137,643	377
	東部環境工場	81,552 (873)	226	80,723 (1,509)	225	84,263	230	85,570	234	100,079	274
埋立		34,309 (241)	95	40,066 (329)	111	65,919	180	45,092	124	43,263	119
再資源化		6,979	19	6,952	19	6,943	19	7,823	21	10,150	28
計		263,874 (7,310)	743	268,860 (7,278)	757	302,460	826	290,651	796	291,135	798

(注) () 内は旧飽託3町分を外数。

(2) 廃棄物処理手数料

種別	取扱区分	単位	金額
廃棄物	焼却又は埋立てのみ行うとき	1回の持込量	400円
		100kgにつき	

(3) 保有車両と人員

(平6.5.1現在)

事業所名	2 t ダンプ車	バックカー車	ロータリー車	ブルドーザー等	灰 出 ダンプ車	予 備 車	運 転 士	技術吏員 作業員
北部クリーンセンター	台	台 20	台 5	台	台	台 4	人 24	人 40
西部クリーンセンター		25	3			4	26	41
東部クリーンセンター		20	5			4	25	40
東部環境工場	1				2		6	37
西部環境工場					3		5	32
蓮 台 寺 クリーンセンター		12			道路スイー パー 車 1 真空式ごみ 収集 車 1	2	12	20
扇田環境センター				ブルドーザー 3 コンパクト 1 ゴムクローラ 1 ショベル 1	散 水 車 1 バキューム 1 3.5 tダンプ 1		4	6
北部総合支所		4						5

(注) 管理職、事務職は含まない

(4) 再資源化推進事業

目 的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源ごみの再資源化を積極的に推進することにより、省資源対策をふまえたごみの減量、埋立地の延命、市民の省資源意識の向上を期する。

収 集 回 数 資源ごみ収集日、毎月2回。(ただし、北部、河内、飽田、天明の各総合支所の区域では、収集回数が一部異っている。)

住 民 搬 出 方 法 透明ごみ袋に入れ、収集日の朝から午前8時30分まで、町内の不燃物集積場へ搬出する。

収 集 品 目 空ビン、空カン、古新聞、古雑誌、ダンボール、古着など

(単位 t)

区分	年度	元	2	3	4	5
収 集 量		8,940	9,545	9,896	10,404	14,384
再 資 源 化 量		6,979	6,952	6,943	7,823	10,150
委 託 料 (千円)		88,000	90,640	109,420	131,148	14,384

(注) 1. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額

2. 収集量 - 再資源化量 = 選別残渣

(5) 焼却施設

都市ごみの量は、ライフスタイルの変化等とともに今後も増加が見込まれるなか、可燃ごみの全量焼却体制を維持するため平成2年12月に建設に着手した新東部環境工場(600t/日)が平成6年3月に完成し、1日の焼却能力は西部環境工場と合わせて1,050t/日となるなど施設の充実を図っている。

また、新東部環境工場は西部環境工場と同じく、ごみ焼却余熱を利用し発電を行う施設で、両工場合わせて13,500kwhの発電を行う発電所として場内及び関連施設の電力の供給を行っている。

さらに、余熱を利用して健康増進施設「三山荘」、隣接園芸施設への温水供給なども行っている。

ア 施設の状況

区 分	名 称	東 部 環 境 工 場	西 部 環 境 工 場
所 在 地		戸島町正女塚2570番地	城山薬師町363番地
敷 地 面 積		80,616㎡(工場敷地約18,000㎡)	30,843㎡
建 設 年 月		平2.12 ~ 平6.3	昭58.3 ~ 昭61.3
建 設 費		22,500,000千円	9,203,272千円
延 床 面 積		24,010㎡(管理棟を含む)	14,477㎡(管理棟を含む)
焼 却 処 理 能 力		600 t / 24時間 (300 t × 2基)	450 t / 24時間 (225 t × 2基)
破 碎 処 理 能 力		30 t / 5時間	50 t / 5時間

イ 余熱利用

①東部環境工場

目 的	東部環境工場の余熱を利用して隣接する浴室のある健康増進施設で地元住民をはじめ広く市民の健康保持と福祉の増進を資すると共に、この余熱を利用して発電を行い場内及び隣接施設の電力を賄っている。
発電施設	蒸気タービン 定格出力10,500kwh
(健康増進施設)	
名 称	三山荘
所在地	戸島町2573番地
経営主体	熊本市 (管理運営は戸島地域環境保全協議会に委託)
開設年月日	平成2年10月16日
構 造	鉄筋コンクリート+鉄骨造、和風瓦葺平家建
敷地面積	6,769㎡
建物面積	992.63㎡ (浴室、大広間、トレーニング室、和室 (茶室含む)、会議室 リラククスルーム)
建設費	391,200千円
定 員	大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室 (茶室含む) 20人
使用料	大人 (高校生以上) 250円ただし、地元町内会に所属している者は無料 小人 (中学生以下) 無料
休 館 日	毎週月曜日、12月29日から翌年1月3日まで
開館時間	午前10時から午後4時30分まで。ただし、市長が必要と認めるときは開館時間を変更することができる

②西部環境工場

目 的	西部環境工場の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力を賄う。また一部でハウス園芸施設への温水を供給する
発電設備	復水式蒸気タービン 定格出力 3,000kwh
(ハウス園芸施設への温水供給)	
利用 者	西部環境工場温水利用温室組合、小島上町花き団地
施設面積	(農地面積) 約19,000㎡
加温方式	温水フィンチューブ方式 (60℃~100℃)
栽培品目	ピーマン、花き類
温室内容	アクリル温室、ガラス温室

(6) 埋立処分地

名 称	扇田環境センター
所在地	貢町1567番地
敷地面積	124,660㎡
埋立面積	91,600㎡
埋立容量	1,580,000㎡
処分開始	昭和59年5月
工事期間	昭和56年2月~昭和59年3月
建設費	3,300,000千円

9 し尿処理

本市のし尿収集（便槽くみ取りと浄化槽清掃）は全市域を小学校区毎に地区割し、全て許可業者（6社1協業組合、車両51台）が行っている。

便槽は各戸毎に月1回以上くみ取りしており、浄化槽は月1回の保守点検と年1回以上の清掃を行うよう指導している。一方、公共用水域保全の一環として公共下水道認可区域外における小型合併処理浄化槽設置者に対し、補助金を交付し、普及啓発を図っている。

収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥は秋津浄化センターと中部浄化センターで活性汚泥処理をしている。

(1) 処理対象人口と収集量

区分		年度	元	2	3	4	5
総	人	口	575,200	579,305	630,926	636,144	639,699
内 訳	水洗化	公共下水道	297,100	312,750	340,340	376,645	404,104
		浄化槽	194,000	192,357	207,373	186,215	167,087
	くみ取り	83,700	73,829	82,045	72,350	67,761	
	自家処理	400	369	1,168	934	747	
収集量	くみ取りし尿1日収集量(Kℓ)		239.2	205.2	213.2	192.6	184.7
	浄化槽汚泥1日収集量(Kℓ)		239.6	256.2	284.9	278.9	281.3
	1日収集量合計(Kℓ)		478.8	461.4	498.1	471.5	466.0

(2) 収集と処理

(単位 Kℓ)

区分		年度	元	2	3	4	5
収	集		143,203.3	135,664.7	147,934.0	135,330.5	127,687.5
処理	秋津浄化センター		88,673.3	82,971.5	96,965.8	86,258.9	80,029.1
	中部浄化センター		54,530.0	52,693.2	50,968.2	49,071.6	47,658.4
	計		143,203.3	135,664.7	147,934.0	135,330.5	127,687.5

(3) 料 金

人頭制料金 月1回収集のとき……1人につき350円（消費税別）

人頭制加算料金 月2回以上のときで月1回分に加算……1人1回につき175円（ " ）

従量制料金 簡易水洗便槽や事業所便槽のとき……1ℓにつき8円（ " ）

(4) 終末処理施設

区分	名称	秋津浄化センター	中部浄化センター（し尿処理関係）
所在地		秋津3丁目17番1号	蓮台寺町920番地
敷地面積		31,604㎡	93,900㎡
建物面積		9,315㎡	19,000㎡
処理能力人口		308,000人	150,000人
処理能力		370Kℓ/日	180Kℓ/日
建設年月	1期	昭37.12～39.12	1期 昭33.6～34.10
	2期	昭43.12～45.3	2期 昭37.12～39.3
	3期	昭53.1～54.3	
建設費		1,197,551千円	163,700千円
方式		嫌気性消化・活性汚泥して下水道庄送（320Kℓ/日処理系）、酸化処理（50Kℓ/日）して河川放流	嫌気性消化後下水処理

(5) 浄化槽の設置基数累計

単位(基)

型 式		人 槽						計
		5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201以上	
単 独 槽	腐 敗 型	6,444	489	454	83	28	14	7,512
	全 ば っ 気 型	4,851	212	270	50	7	—	5,390
	分 離 ば っ き 型	10,346	373	583	99	4	1	11,406
	接 触 ば っ き 型	13,462	950	1,333	42	4	3	15,794
	計	35,103	2,024	2,640	274	43	18	40,102
合 併 槽		435	9	17	80	103	201	845
合 計		35,538	2,033	2,657	354	146	219	40,947

(6) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	年 度				
	元	2	3	4	5
補 助 対 象 基 数 (基)	41	30	66	79	149
補 助 対 象 人 槽 (人)	321	255	464	703	1,200
補 助 金 の 額 (千円)	19,260	15,300	27,840	42,180	72,000

(7) 美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和63年度から美粧化公衆トイレの整備を進め、利用する市民の好評を得ているところである。現在15カ所に建設し、維持管理は浄化対策課が行っている。

名 称	所 在 地	竣工年月	所 管
本 妙 寺 手 洗 所	花畑4丁目14-1地先(本妙寺駐車場横)	平元. 3	観 光 課
高 麗 門 手 洗 所	新町4丁目9-1(高麗門踏切横)	平元. 3	浄 化 対 策 課
上 江 津 湖 畔 トイレ	神水本町16-11(江津湖)	平元. 3	公 園 管 理 課
一 夜 塘 手 洗 所	子飼本町2-8(一夜塘公園内)	平元. 3	〃
武 蔵 塚 手 洗 所	龍田町弓削1232(武蔵塚公園内)	平元. 9	〃
花 畑 パークトイレ	花畑町6(花畑公園内)	平元. 10	〃
立 田 山 配 水 池 前 手 洗 所	黒髪4丁目742(水道局配水池前)	平2. 3	浄 化 対 策 課
林 霧 庵	黒髪4丁目610(立田自然公園・泰勝寺跡)	平2. 3	公 園 管 理 課
八 景 水 谷 パークトイレ	八景水谷1丁目7(八景水谷公園内)	平3. 3	〃
白 川 パークトイレ	草葉町5-1(白川公園内)	平3. 3	体 育 施 設 管 理 事 務 所
岩 戸 の 里 公 園 手 洗 所	松尾町平山415-28(岩戸の里公園駐車場)	平3. 3	熊 本 県
学 園 通 り トイレ	大江3丁目(渡鹿交差点横)	平5. 3	浄 化 対 策 課
辛 島 パークトイレ	辛島町1(辛島公園内)	平5. 9	公 園 管 理 課
古 城 堀 端 手 洗 所	古城町(古城堀端公園内)	平5. 9	〃
金 峰 山 さるすべり公衆トイレ	河内町岳	平6. 3	観 光 課

10 産 院

(1) 概 要

所 在 地 本山3丁目5番11号
 敷地面積 3,028㎡
 建物面積 1,881.2㎡
 本 館 鉄筋コンクリート2階建 延1,104.6㎡
 新 館 鉄筋コンクリート3階建 延565.5㎡
 看護婦宿舎 鉄筋コンクリート2階建 延211.1㎡
 病 床 数 38床
 職 員 数 医師3人 助産婦(看護婦)29人 医療技術員4人 事務職員4人

(2) 利用状況

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
分 娩 数 (人)	382	314	353	368	355
入 院 数 (件)	7,712	7,835	8,723	8,294	10,182
外 来 数 (件)	9,107	8,322	10,148	10,408	12,547
計 (件)	16,819	16,157	18,871	18,702	22,729

(3) 経営状況

(単位 千円)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
収 入	363,973	368,471	399,551	422,816	462,521
支 出	363,926	368,420	399,505	422,762	462,470
損 益	47	51	46	54	51

(4) 使用料及び手数料

ア 使用料

個室(3室) 1日につき 500円

イ 手数料

文書手数料 1通につき 1,000円

但し、死亡診断書と生命保険関係書類は1通につき2,000円

11 市民病院

(1) 概要

所在地	湖東1丁目1番60号
開設年月日	昭和21年2月1日
敷地面積	14,002.53㎡
建物面積	延 26,967.54㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建
病床数	580床（一般540床、伝染病40床）
主な設備	脳波計、UCG（心臓超音波診断装置）、CCU、Co ⁶⁰ 回転照射装置、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空ろろ過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、シンチレーションカメラ、ラルストロン、ジャイロスコープ、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック（超高压X線照射装置）、コンピュータド・ラジオグラフィ、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム、核磁気共鳴イメージング装置、ハイパーサーミア装置
診療科目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、理学診療科、放射線科、歯科、麻酔科
職員数	573人（医師74人 看護婦 357人 医療技師76人 事務その他66人）（平6.6.1現在）

保
衛

(2) 経営状況

（単位 千円）

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
収 入	7,322,689	7,275,088	7,708,275	8,534,390	8,571,302
支 出	7,013,876	7,444,053	7,952,192	8,824,166	9,535,751
損 益	308,813	△ 168,965	△ 243,916	△ 289,776	△ 964,449
利益剰余金	1,571,745	1,382,779	1,138,863	849,087	△ 115,362

(3) 使用料

特別室(21室)	1人1日	2,000円
個室(21室)	1人1日	250円

(4) 科目別診療状況

科目	患者数	年度				
		元	2	3	4	5
内科	入院	52,852	51,483	54,151	57,052	61,915
	一日平均入院	144.8	141.0	148.0	156.3	169.6
	外来	64,366	59,585	59,601	61,473	63,307
	一日平均外来	218.2	203.4	201.4	207.7	215.3
	計	117,218	111,068	113,752	118,525	125,222
精神科	入院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	6,535	6,749	7,159	8,124	9,236
	一日平均外来	22.2	23.0	24.2	27.4	31.4
	計	6,535	6,749	7,159	8,124	9,236
小児科	入院	32,388	31,119	33,122	32,885	30,375
	一日平均入院	88.7	85.3	90.5	90.1	83.2
	外来	25,939	25,988	26,404	25,104	22,671
	一日平均外来	87.9	88.7	89.2	84.8	77.1
	計	58,327	57,107	59,526	57,989	53,046
外科	入院	22,446	22,957	23,109	22,470	23,435
	一日平均入院	61.5	62.9	63.1	61.6	64.2
	外来	25,365	27,458	27,826	29,332	28,666
	一日平均外来	86.0	93.7	94.0	99.1	97.5
	計	47,811	50,415	50,935	51,802	52,101
整形外科	入院	24,824	21,920	23,412	23,187	21,502
	一日平均入院	68.0	60.1	64.0	63.5	58.9
	外来	21,009	19,499	20,729	22,283	22,233
	一日平均外来	71.2	66.5	70.0	75.3	75.6
	計	45,833	41,419	44,141	45,470	43,735
皮膚科	入院	4,448	5,957	5,529	5,935	6,332
	一日平均入院	12.2	16.3	15.1	16.3	17.3
	外来	20,220	22,099	25,456	24,133	22,982
	一日平均外来	68.5	75.4	86.0	81.5	78.2
	計	24,668	28,056	30,985	30,068	29,314
泌尿器科	入院	6,342	6,162	5,549	4,875	4,232
	一日平均入院	17.4	16.9	15.2	13.4	11.6
	外来	12,529	12,115	11,279	11,684	10,627
	一日平均外来	42.5	41.3	38.1	39.5	36.1
	計	18,871	18,277	16,828	16,559	14,859
眼科	入院	7,009	6,763	7,731	6,450	5,656
	一日平均入院	19.2	18.5	21.1	17.7	15.5
	外来	20,762	18,964	20,289	22,926	22,041
	一日平均外来	70.4	64.7	68.6	77.5	75.0
	計	27,771	25,727	28,029	29,376	27,697
耳鼻 いんこう科	入院	8,379	7,435	6,374	6,827	5,028
	一日平均入院	23.0	20.4	17.4	18.7	13.8
	外来	16,916	15,145	12,188	10,511	10,144
	一日平均外来	57.3	51.7	41.2	35.5	34.5
	計	25,295	22,580	18,562	17,338	15,172
産婦人科	入院	20,670	20,310	21,570	21,375	21,976
	一日平均入院	56.6	55.6	58.9	58.6	60.2
	外来	33,448	32,372	37,206	39,484	33,760
	一日平均外来	113.4	110.5	125.7	133.4	114.8
	計	54,118	52,682	58,776	60,859	55,736

科目	患者数	年度				
		元	2	3	4	5
歯科	入院	524	168	360	297	460
	一日平均入院	1.4	0.5	1.0	0.8	1.3
	外来	13,499	11,512	11,520	11,133	11,384
	一日平均外来	45.8	39.3	38.9	37.6	38.7
	計	14,023	11,680	11,880	11,430	11,844
診療学	入院	7,269	8,493	8,445	8,452	9,158
	一日平均入院	19.9	23.3	23.1	23.2	25.1
	外来	19,398	17,174	17,053	17,221	20,238
	一日平均外来	65.8	58.6	57.6	58.2	68.8
	計	26,667	25,667	25,498	25,673	29,396
放射線科	入院	3	0	0	0	0
	一日平均入院	0.0	0	0	0	0
	外来	5,617	6,652	5,794	8,220	7,770
	一日平均外来	19.0	22.7	19.6	27.8	26.4
	計	5,620	6,652	5,794	8,220	7,770
麻酔科	入院	556	579	364	365	628
	一日平均入院	1.5	1.6	1.0	1.0	1.7
	外来	5,236	5,409	5,794	5,828	5,690
	一日平均外来	17.7	18.5	19.6	19.7	19.4
	計	5,792	5,988	6,158	6,193	6,318
こゝろ門科	入院	11,111	10,764	10,959	11,960	11,085
	一日平均入院	30.4	29.5	29.9	32.8	30.4
	外来	8,822	9,425	10,745	10,840	11,321
	一日平均外来	29.9	32.2	36.3	36.6	38.5
	計	19,933	20,189	21,704	22,800	22,406
形成外科	入院	4,819	4,853	4,367	4,821	3,844
	一日平均入院	13.2	13.3	11.9	13.2	10.5
	外来	4,230	4,730	5,369	5,193	4,606
	一日平均外来	14.3	16.1	18.1	17.5	15.7
	計	9,049	9,583	9,736	10,014	8,450
脳神経外科	入院	—	621	2,390	1,818	1,959
	一日平均入院	—	1.7	6.5	5.0	5.4
	外来	—	1,483	2,551	2,683	2,551
	一日平均外来	—	5.1	8.6	9.1	8.7
	計	—	2,104	4,941	4,501	4,510
小児心臓外科	入院	—	—	—	—	213
	一日平均入院	—	—	—	—	0.6
	外来	—	—	—	—	45
	一日平均外来	—	—	—	—	0.6
	計	—	—	—	—	258
心臓血管外科	入院	—	—	—	—	223
	一日平均入院	—	—	—	—	0.6
	外来	—	—	—	—	21
	一日平均外来	—	—	—	—	0.1
	計	—	—	—	—	244
合計	入院	203,640	199,584	207,342	208,769	208,021
	一日平均入院	557.9	546.8	566.5	572.0	569.9
	外来	303,891	296,359	308,966	316,172	309,293
	一日平均外来	1,030.1	1,011.5	1,043.8	1,068.1	1,052.0
	計	507,531	495,943	516,308	524,941	517,314

(注) 脳神経外科は平成2年6月1日より新設
小児心臓外科、心臓血管外科は平成5年6月1日より新設

保衛

(5) 伝染病患者収容状況

区分		年度				
		元	2	3	4	5
赤 痢	患 者	1人	2人	8人	0人	2人
	死 者	0	0	0	0	0
腸チフス	患 者	1	0	0	1	1
	死 者	0	0	0	0	0
日本脳炎	患 者	1	6	1	0	1
	死 者	0	0	0	0	0
流行性脳脊髄膜炎	患 者	0	0	1	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
パラチフス	患 者	0	0	0	1	0
	死 者	0	0	0	0	0
コレラ	患 者	1	0	0	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
計	患 者	4	8	10	2	4
	死 者	0	0	0	0	0

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

(6) 新生児未熟児医療について

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、現在、病床数80床の新生児医療センターでは、専従医師6名、看護婦55名が24時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。

実 績

項 目		年 度				
		元	2	3	4	5
出生児体重 1,500g未満		86人	90人	109人	109人	124人
	出生児体重 1,500～2,500g	223	227	230	217	234
出生児体重 2,500g以上		303	298	263	269	237
合 計		612	615	602	595	595
術 後 管 理		29	38	31	38	29
うち新生児専用救急車 による搬送者		334	305	293	251	214

新生児専用救急車

装備機器等 新生児モニター、新生児レスピレーター、搬送用保育器、バッテリーバッグ、保育器移送スタンド、自動輸液ポンプ、カーディオテンプ、自動血圧計、医療ガス一式、無線電話装置

購入費（機器とも） 10,422千円

(7) 附属診療所

芳野診療所

所在地	河内町野出1410番地
敷地面積	729.50㎡
建物面積	381.47㎡
構造	木造1階建
診療科目	内科、外科、小児科
医療圏	芳野地区608世帯 2,493人
利用状況	5,073人(平成5年度)

